

特例退職者医療制度にご加入で

高齢受給者証負担割合が2割の健康保険証を受領された皆様

令和2年8月24日

富士通健康保険組合

健康保険証における
高齢受給者証の有効期限の印字誤りについて（お詫び）

平素より当健康保険組合の運営にあたりましては、種々ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。
このたびは、令和2年9月1日からの健康保険証（高齢受給者証）をお送りさせていただきましたが、当方の不手際により、高齢受給者証の負担割合が2割の方につきまして、下記のとおり、有効期限に誤りがありました。

正しい健康保険証につきましては、9月20日頃、ご自宅に発送させていただきます。
お手元に届くまでの間、医療機関を受診するときに、健康保険証の代わりとなる「健康保険資格取得証明書」を8月末までにご自宅にお送りさせていただきますので、受診するときにご提示ください。

なお、今回、誤ってお送りした健康保険証につきましては、お手数ではございますが、返信用封筒（健康保険証送付時に同封）にてご返却くださるよう、お願い申し上げます。

ご不明な点がございましたら、当健康保険組合までご連絡くださるようお願いいたします。
今後、このようなことがないように、細心の注意を払ってまいります。

大変お手数をおかけして申し訳ございません。

記

1. 訂正箇所

	正	←	誤
有効期限	令和3年8月31日		令和2年8月31日

2. 対象者

- ・70歳以上の高齢受給者証の対象者で、令和2年9月1日からの「負担割合が2割」の方

以上

特例退職担当

電話：044-738-3010

※音声案内の【1】【3】を押してください。